

## 第53回岡山県人権政策審議会 議事概要

### ○開催概要

- 1 日 時 令和4年7月7日（木） 10:00～11:36
- 2 場 所 ピュアリティまきび
- 3 出席者

◆委員(五十音順、敬称略)／出席委員13名

井芹聖文、大塚祐一、莖田信之、近藤理恵、進藤貴子、角田みどり、田村久美、筒井愛知、引地充、平松美由紀、光延忠彦、薬師寺明子、吉田真悟

◆岡山県／出席16名

県民生活部長、男女共同参画青少年課長、子ども家庭課長、指導監査室長、長寿社会課長、障害福祉課長、国際課長、健康推進課長、デジタル推進課長、くらし安全安心課長、保健福祉課長、人権教育・生徒指導課長、人権施策推進課長、人権施策推進課職員

### ○議 事

#### 1 開 会

##### 県民生活部長あいさつ

委員の皆様には大変お忙しい中、人権政策審議会に御出席いただきお礼を申し上げます。また、平素から、本県の人権施策の推進については、格別の御理解と御協力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

昨今の人権に関わる動向としては、依然として女性、子ども、障害のある方、高齢者、同和問題、外国人、ハンセン病問題など様々な人権問題がクローズアップされ、複雑・多様化している状況である。

また、インターネット上の誹謗中傷が問題とされ、その対策として先月には「侮辱罪」を厳罰化した改正刑法が成立し、本日から施行されている。人権問題への取組は非常に重要な問題であり、我々国民あるいは県民の生活に身近な問題であるということもこれまでどおりである。

県では、平成12年に当審議会からの答申を受け、人権全般を視野に入れた施策の方向付けとなる、第1次の「岡山県人権政策推進指針」を翌年の13年に策定し、現在、第5次となる指針の下で、全ての人々が社会の一員として互いに尊重し支え合いながら、共に生活する「共生社会おかやま」の実現に向けて、様々な人権施策を総合的に推進しているところである。

本日は、指針に示している主な人権課題に係る県での取組み状況について、関係各課から説明の後、委員の皆様から御意見、御質問をいただければと考えている。

また、本日は新任の委員もいらっしゃるもので、若干説明すると、岡山県人権政策推進

指針は、社会経済情勢等の変化や県民意識調査の結果などを踏まえ、5年ごとに見直しを行っており、現在の第5次指針は令和3年3月に策定している。今後、第6次指針に向け、来年度から順次、県民意識調査の項目検討、意識調査の実施、骨子作成を行い、令和7年度には指針策定を行いたいと考えている。

そのため、来年度以降は、本日のような県取組の審議に加え、指針策定までの各事項について、御審議賜りながら、適切な指針の策定に向けて進めてまいりたい。

委員の皆様方には格別の御協力をお願い申し上げます。

本日はどうぞよろしくお願いする。

## 2 議 題

### (1) 会長・副会長の選任

事務局案を求める発言があり、事務局から、会長に近藤委員、副会長に進藤委員、川島委員を提案し、出席委員の承認を受け、そのように選任された。

### (〇〇会長)

会長及び副会長に就任した3名を代表して、御挨拶申し上げます。

先程の県民生活部長の挨拶にもあったとおり、多くの人権問題が未だ残っており、それを解決していくことが非常に重要だ。こうした中、当審議会は、人権が尊重された社会の実現を目指すため、人権政策に関する重要事項について調査審議し、知事に意見を具申する機関である。

岡山県では、当審議会の答申に基づき平成13年に人権政策推進指針を策定した。この指針は必要に応じて5年を目安に見直すとしており、人権が尊重される社会の実現を目指し県の人権政策をより充実させるために、委員の皆様方の御協力のもと、会長として、当審議の答申を取りまとめたいと思っている。会議の運営にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### (2) 行政説明

～行政説明資料に基づき、関係各課長から説明～

#### 〈事前質問に対する回答の概要〉

#### ○質問1 資料1ページ関連(〇〇委員)

第5次岡山県人権政策推進指針及び岡山県における人権政策の現状を理解するに当たり、(1)第4次との主な変更点(第5次で追加された項目、削除された項目など)、(2)第4次における主な成果と残された課題を伺いたい。

#### ○回答1

##### (人権施策推進課長)

第5次指針に追加したものとしては、

- ・新型コロナウイルス感染症関係と各法律の改正を踏まえたハラスメント防止

・親権者の体罰禁止

成果と課題については、第4次指針の期間中、令和元年に行った人権問題に関する県民意識調査では、「わが国で人権が侵害されることが少なくなってきた」と思っている人が増え、自身が人権侵害を受けた経験がある人が減少していることが成果に関係するかと思う。また、重要だと思う人権課題として、インターネットによる人権侵害の防止や多様な性の尊重を回答する人が増えてきており、こうした問題への対応が今後の課題ではないかと考えている。

**○質問2 資料6ページ関連（〇〇委員）**

「自殺予防教育推進事業」、「心と命のサポート事業」について、深刻な問題であるが、具体的にどのような取組をし、その成果はどうか。さらに出前授業を広げていくための方策について伺いたい。

**○回答2**

**（人権教育・生徒指導課長）**

自殺予防教育推進事業の中で、外部講師による講義・演習等を行っており、子どもたちが発するSOSの教職員の受け止め方についても適切な対応力の向上を図っているところである。この研修は、各県立学校の他、希望する市立あるいは私立高校からも参加できるように幅広に受講を求めているところである。

心と命のサポート事業については、いじめ防止、生命の尊重、暴力の防止など、学校の求めるニーズに沿って、講師を派遣し、出前授業を行っている。実施校からは、「自分の学校からいじめをなくしていきたい」といった児童生徒の素直な感想が多く寄せられている。こうした成果を周知することにより、出前授業の活用のさらなる促進を図ってまいりたい。

**○質問3 資料10ページ関連（〇〇委員）**

「男は仕事、女は家庭」という意識が改善傾向にある一方で、「家事・育児等は妻、生活費を稼ぐのは夫」との役割認識が高いとされているが、両者は表現を変えただけで同じことではないか。すなわち、「男は仕事（＝生活費を稼ぐ）、女は家庭（＝家事・育児等）」ということである。「男は仕事、女は家庭」という意識が改善傾向にある一方で、「家事・育児等は妻、生活費を稼ぐのは夫」との役割認識が高い、という結果をどのように理解すれば良いか。

**○回答3**

**（男女共同参画青少年課長）**

男女共同参画の状況について、令和元年に実施した男女共同参画に関する県民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という総論的な問いでは、固定的な性別役割分担意識は改善の方向に向かっているが、家庭での役割に関する、より具体的な質問では、「家事・育児等は妻、生活費を稼ぐのは夫の役割」という意識が高く、家庭での役割分担意識や男女の地位の不平等感については依然として根強く残っている状況である。

#### ○質問4 資料10ページ関連(〇〇委員)

「情報化社会における男女の人権の尊重」とは、具体的にどのような問題を想定しているのか。「男女の」とあえて付しているが、ジェンダーに関わる問題と情報化社会における人権課題に何か結びつきがあったり、情報化社会における「男性に特有・女性に特有」の人権課題があるのか。

#### ○回答4

##### (男女共同参画青少年課長)

人権課題の具体的な想定については、女性に対する暴力や性の表現による女性への人権侵害、SNS等によるいじめや誹謗中傷などのトラブル、また、固定的な男女役割分担意識に基づく固定的な男性像や女性像のイメージがメディアによって広く浸透されることにより、男女問わず、知らず知らずのうちにジェンダーバイアスが植えつけられることについて、危惧しているところである。

#### ○質問5 資料10ページ関連(〇〇委員)

「生活困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり」とあるが、当該問題が「男女共同参画社会の実現」とどう結びついているのか。生活困難者の問題は、ジェンダーの区別を超えた全ての人に関わる問題ではないか。もし仮に、コロナの影響や非正規社員に占める女性の割合が多いなどの理由により、生活困難を抱える「女性」が増えていることなどを問題にしているとするならば、他の項目と同様に「女性の」という文言を付記して強調しても良いのではないか。

#### ○回答5

##### (男女共同参画青少年課長)

女性のみならず、様々な困難な状況に置かれている人々が自立し、安心して生活できる環境づくりを進めることで、全ての人が性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するとともに、お互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も共に分かち合う社会の実現を目指しているところである。

#### ○質問6 資料11ページ関連(〇〇委員)

暴力防止講演会開催実績R3年度13校の内訳はどうなっているか。

また、より多くの学校での講演が必要と考えるが、対応策はあるか。

#### ○回答6

##### (男女共同参画青少年課長)

小学校1校、中学校3校、高等学校6校、特別支援学校2校、専門学校1校の計13校である。

より多くの学校で実施してはどうかという御提案であるが、受入側の学校の都合もあるので、成人式等様々な場面で、啓発を図ってまいりたい。

### ○質問7 資料15ページ関連（〇〇委員）

ひとり親家庭の方は、相談をしようと考えてもその一歩がなかなか踏み出しにくい現状があると推測される。さらに、最近の保護者は、電話よりもSNSやネットの活用による間接的な連絡を好む場合もある。

岡山県子ども未来課のホームページ内、「はぐくま〜れ」のサイトに多くの情報があるが、相談先と繋がる具体的な方法や、ひとり親家庭の方に分かりやすい情報検索サイト等は他にあるか。

### ○回答7

#### （子ども家庭課長）

相談機関とつながるには、現在、ひとり親家庭支援センター等での電話や来所での相談対応が中心となっている。SNSによる対応は、民間のアプリ上でどこまで具体的な相談を受けるのかという課題もあることから、現時点では行っていない。

また、ひとり親家庭向け専用の情報検索サイトはなく、HPによる情報提供となるが、より細分化した情報提供ができるよう、子ども家庭課のHPの見直し作業を行っているところである。

### ○質問8 資料18ページ関連（〇〇委員）

有害環境の規制、有害情報への対応は、具体的にどのようにして行うのか。

### ○回答8

#### （男女共同参画青少年課長）

有害環境の規制については、「岡山県青少年健全育成条例」に基づき、有害図書・がん具等の指定を行っているところである。

指定に当たっては、審議会では有識者に審議していただいております。昨年度は有害図書15冊の指定を行い、令和2年度には、有害がん具として、クロスボウを指定したところである。

また、「岡山県青少年健全育成条例」及び「岡山県青少年によるインターネットの適切な利用の推進に関する条例」に基づき、コンビニエンスストアや、携帯電話販売店等へ立ち入り調査を行っており、条例の周知や違反に対する指導等を行っているところである。

有害情報への対応については、青少年が有害情報に触れないようにするためのフィルタリングの利用促進を保護者に働きかけるほか、青少年健全育成強調月間等において有害情報についての注意喚起を行っているところである。

### ○質問9 資料20ページ関連（〇〇委員）

地域包括ケアシステムに関しては、提唱されてからかなりの年月が経つものの、定期的な会議は行われているが、県北地域では具体的な成果を感じることはない。県下の進捗状況について伺いたい。

### ○回答9

#### （長寿社会課長）

地域包括支援システムは、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて構築する必要があり、令和7年を目途に、各市町村を中心に体制整備が進められている。県においても、第8期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険支援計画に基づき、介護サービス基盤の整備等を行うとともに、各種研修会の実施や市町村サポートチームによる支援等を行っているところである。

進捗状況については、第8期計画において24の指標を設けているが、その中でも取組が進んでいるものとそうでないものがあるのが現状である。また、高齢化と過疎化が進む中山間地域等においては、効率的な介護サービスの運営が難しく、中重度の要介護者等を支える在宅サービスを提供する事業者の参入が困難となっているケースもある。

こうしたことから、県としては、引き続き、市町村や関係団体と連携しながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めるとともに、事業者の参入インセンティブを高めるための対策について、国に要望していきたいと考えている。

### ○質問10 資料13, 23ページ関連 (〇〇委員)

昨年、障害児入所支援施設で虐待があり、事件となった。施設に対して県はどのように指導しているのか。施設内での報告、職員間での共有、研修等がきちんとされていないということが考えられる。具体的な研修内容や状況については、どういう形で指導しているのか教えてもらいたい。

また、法人内での改善が徹底できるよう、尽力してもらいたい。

### ○回答10

#### (指導監査室)

県では、虐待が発生した際は、事業者からの聞き取りなどを行った結果、改善が必要な事項が認められた場合は、文書による指導などを行うこととしている。

当該施設に対しては、施設内での報告体制などを改善するよう指導を行っており、改善が適切に実施されているか、継続して確認することとしている。

### ○質問11 資料26ページ関連 (〇〇委員)

岡山市内の建設会社で、ベトナム人技能実習生への暴行と、元従業員らの書類送検が報告されたが、この件に関して、県の対応や今後の動向などについて、公表できることがあれば、報告してもらいたい。

### ○回答11

#### (人権施策推進課長)

本日、主担当課が出席しておらず、当課から回答する。

県では、外国人技能実習制度に関する法的な権限は有しておらず、国の方で監理団体の許可を取り消すなどの対応を行っているところである。

県は、外国人を雇用する企業に対してセミナーを実施し、母国文化の尊重やコミュニケーションの重要性について、従来から説明を行ってきている。

また、県内在住の外国人に対して外国人相談センターを設け、各種相談を多言語で行い、

地域共生サポーターの養成など各種施策を実施している。このたびの事案を受け、これらについて改めて周知を行っているところである。

### ○質問 1 2 資料 2 5 ページ関連 (〇〇委員)

在住外国人を巡る様々な問題が生じているとされているが、(1) どのような場面で、どのような問題が主に発生しているのか、(2) そうした問題は行政としてどのように把握、情報収集しているのか。

### ○回答 1 2

#### (国際課長)

在住外国人を対象とした生活状況調査や、人権問題に関する県民意識調査では、場面としては、「仕事」や「近所の人との付き合い」、種類としては、「就職や職場での不利な扱い」や「風習や習慣等の違いが受け入れられない」といった回答が多くなっている。

県では、岡山県外国人相談センターでの相談等を通じて、在住外国人を巡る状況について様々な情報を把握し、相互理解の促進やコミュニケーション、生活支援に取り組むことにより、問題の解決に努めていきたいと考えている。

### ○質問 1 3 資料 2 7 ページ関連 (〇〇委員)

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給を含め、元患者家族に関する取組などはあるか。

### ○回答 1 3

#### (健康推進課長)

元患者家族に関する補償金の支給も含めた直接的な取組は国が実施しており、県ではハンセン病問題対策の全体の取組の中で元患者家族も含めた形で普及啓発等を行っているところである。

県としては、国の補償金支給制度について、県のホームページ等での周知を行うとともに、制度のチラシを県庁 1 階県民室に設置するなど、周知啓発に努めているところである。

### ○質問 1 4 資料 2 0 ページ関連 (〇〇委員)

高齢者の消費者被害に関する施策や取組などはあるか。

### ○回答 1 4

#### (くらし安全安心課長)

県では、「第 4 次岡山県消費生活基本計画」を令和 3 年に策定しており、この計画の重点政策の中で、「消費者被害の防止」を掲げ、消費生活上特に配慮を要する高齢者や障害者等に対し、それぞれの特性を踏まえたきめ細かな対応を行うこととしている。

具体的には、

- 地域の見守りネットワークづくりへの支援
- 見守る人材を育成するための講座の実施
- 啓発講座の実施

○各種被害を防止するための広報啓発活動を行っているところである。

また、先般、県民一人一人に消費者被害を防止するためどう取り組むべきかを考えてもらう契機となることを期待して、7月4日から、高齢者を消費者被害から守る動画コンテストを始めたところである。

### ○質問15 資料22ページ関連（〇〇委員）

災害時支援や、医療が途絶えたり避難所生活に適応できない障害を抱えた人への迅速なサポート体制を検討しているか、伺いたい。

### ○回答15

#### （保健福祉課長）

災害時の支援については、全庁的に対応しており、複数の課でそれぞれ対応を行っていることから、まとめてご説明する。

危機管理課の取組では、

○避難所運営マニュアルのひな形を作成し、その中で、障害者を始め、高齢者、妊婦など、様々な配慮を要する方のためのスペースの確保や避難者全員で見守る体制づくりが重要であるとしている。

○令和3年5月の災害対策基本法の改正により、障害者を始めとする避難行動要支援者一人一人の個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったが、県でもアドバイザーと共に、地域に出向いてこの計画の作成支援を行っている。

保健福祉課の取組では、

○一般避難所での生活が困難な方については、市町村が確保を進めている福祉避難所へ避難していただくこととなるが、県でも福祉避難所設置運営マニュアル作成ガイドラインを作成しており、視覚、聴覚など様々な配慮が必要な方の特性に応じた配慮事項を記載し、市町村職員や、地域の方々が福祉避難所を適切に運営できるよう、指導・助言を行っている。

障害福祉課の取組では、

○手話通訳及び要約筆記ボランティア等の災害救援専門ボランティアについて、市町村等からの要請に基づき、避難所等に派遣する仕組みを整備している。

### 〈行政説明後の質問と回答の概要〉

#### （〇〇委員）

先程、有害図書について、年6回開催している岡山県青少年健全育成審議会で審議を行い、指定しているということであったが、本を持ち寄って、指定をするやり方なのか。

#### （男女共同参画青少年課長）

審議会において、実際に本を委員の方に確認していただき、その本の内容について、有害図書に該当するという意見を得た本を指定している。



## (〇〇委員)

それは税金の無駄遣いである。子どもは本を読まない。今はネットでいろいろなものを見る。そもそも書店に行かないし、今は何か他の施策を考えた方が良く考える。

意見であるが、行政説明資料36ページのインターネット利用のモラル向上のところ、スマートフォンなどの所持率が増加したという話があったが、今年から所持率は100%になった。学校でタブレット端末が配られるからである。

その問題点について2点説明させてもらう。一つ目は、購入に関することで、小・中学校は市町村教育委員会負担で、岡山県の公立の高等学校は、家庭が負担することとなっている。費用負担は全国の都道府県で異なっており、半数が行政負担で、半数が家庭負担となっている。中でも岡山市・県では各家庭が負担する割合が全国のワースト3となっている。これによって教育機会が奪われてしまうこともあり、大きな問題と思っている。一台6～10万円かかるので、転校や退学した場合等いろいろな問題があるので考えていただきたい。

次に、タブレット端末を購入した上で、起こるトラブルについてであるが、2年前に東京都町田市の小学6年生が、配付されたタブレット端末でのなりすましによるいじめで校舎の屋上から飛び降りたということがあった。

現場の教職員にセキュリティに関する知識が十分に無かったことが原因であるが、岡山県内でもなりすましなどが起きているのではないかと。

全ての小・中・高校にセキュリティに関する専門家がいる訳ではなく、セキュリティ対策は非常に専門性が必要なので、サポートを行政がやらなくてはと思う。

現場では、上からタブレット端末を使えと言われる。文部科学省が言うから、使えと言われるれば、県の教育委員会は使えと言うしかない。しかし、現場では利用されなかったり、使うに当たって高いスキルが必要で、教員にストレスが溜まるといったことがあるが、そのような教員に対するサポートも十分になされておらず、現場任せになってしまっているといった話を、同僚が先日デジタル推進課に電話で伝えたが、結局県の方も上からこう言われたからと言うしかない。

この場で話をして解決するかどうか分からないが、何とか良い方向に行けばと思っている。

## (〇〇委員)

行政説明資料4ページで、人権施策を推進する元締めが人権施策推進課であって、その内容が推進、啓発と教育という、大きな構成になっている。啓発について、2ページの推進体制と組織ができていますが、経済団体や学校は、比較的こういう施策が浸透しやすいと考える。経済団体や民間企業にどういったアプローチをしているのか。人権施策推進体制には総務学事課長が入っており、総務部で対応するのかなと思うが、私立小中高校へはどのような形でアプローチしているのか伺いたい。

### (人権施策推進課長)

先程の行政説明や委員のお話にもあったとおり、啓発に当たっては、総括のアプローチと、個別課題のアプローチがあると考えている。まず、個別課題としては、各課室から企業や私立学校には場合によっては総務学事課を通してということもあるかもしれないが、アプローチしているということは、あると思われる。

総括としては、企業の公正採用推進などに対して、労働局が実施している講習会に私どもが参加して今の人権課題について説明をさせていただいたり、企業側も人権意識を持ち活動するに当たって、例えば県が後援し、一緒にやりましょうといった申入れもあるなど連携を取ってやっている。企業に対しては、ハラスメントの話や働き方の話など、ともにやるべき課題が多くあると認識している。

私立学校については、委員からのお話にもあったとおり、必要なアプローチについては、こちらからパンフレットをお届けする場合もあるなど、重要なファクターだと認識しているところである。

### (〇〇会長)

委員の皆様方には長時間にわたり熱心に御審議いただき感謝する。  
以上で本日の審議を終了する。